

令和8年度地域公共交通計画  
(フィーダー系統)認定申請  
提出予定資料

国土交通大臣 殿

氏名又は名称 四日市市地域公共交通活性化協議会  
住 所 四日市市諏訪町 1 番 5 号  
代表者氏名 会長 伊藤 勝美

地域公共交通計画認定申請書

地域公共交通計画のうち、地域公共交通確保維持事業に係る計画を別紙のとおり定め  
たので、関係書類を添えて申請します。

## (名称) 四日市市地域公共交通活性化協議会

## 1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

四日市市においては、近鉄四日市駅を中心に放射線状に鉄道やバス路線の公共交通網が形成されている。

人口減少と自家用車の普及により、当市の公共交通機関の利用者は、一部路線を除いて減少を続けており、運行に様々な問題が発生している。

平成30年3月末をもって、四日市市から鈴鹿市を跨って運行する四日市鈴鹿線が廃線となり、鈴鹿市へ運行するバスは四日市平田線と長沢線の2路線のみとなり、その重要性が高まった。

しかしながら、人口減少と自家用車の普及により、利用者の減少が続いたため、長沢線は令和2年9月末をもって廃止となった。

そこで、三重交通と市で協力して長沢線の運行経路を見直し、四日市平田線（幹線）に接続する支線として令和2年10月から運行を開始した。この路線を、市民に親しみを持ってもらえるよう、市の公式マスコットキャラクターの名前を用いて「こにゅうどうくんライナー」と名付けた。

こにゅうどうくんライナーは、本市の南部エリアを運行する数少ない路線であり、特に小山田地区及び内部地区の一部において、唯一の公共交通手段となっており、生活に必要不可欠で非常に重要な路線である。

したがって、地域公共交通確保維持事業により、四日市平田線及びこにゅうどうくんライナーを確保・維持することで、住民の生活交通手段を存続させていくことが重要である。

## 2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

## (1) 事業の目標

## 令和8年度

こにゅうどうくんライナーの1日あたり利用者数を25.5人以上とする。

こにゅうどうくんライナーの収支率を7.0%以上とする。

## 令和9年度

こにゅうどうくんライナーの1日あたり利用者数25.5人以上を維持する。

こにゅうどうくんライナーの収支率7.0%以上を維持する。

## 令和10年度

こにゅうどうくんライナーの1日あたり利用者数25.5人以上を維持する。

こにゅうどうくんライナーの収支率7.0%以上を維持する。

参考：こにゅうどうくんライナーの周辺地域は人口が減少傾向にあり、今後も減少する見込みである。

## (2) 事業の効果

こにゅうどうくんライナーを維持することにより、小山田地区及び内部地区の高齢者等の日常生活に必要不可欠な移動手段が確保される。また、幹線・支線のネットワークが連携することで、効率的な運行体系が実現できる。さらには、外出促進・地域活性化にもつながる。

<p>3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>●認知度向上 <ul style="list-style-type: none"> <li>・イオンタウン四日市泊、内部駅などにポスターやチラシを掲示し、運行ルートや時刻表を周知する。 (実施主体：四日市市、三重交通、企業)</li> <li>・広報よっかいちでバス運行の現状や取り組みをPRする。 (実施主体：四日市市、三重交通)</li> <li>・地域イベントと連携し、バス運行の現状や取り組みをPRする。 (実施主体：四日市市、三重交通)</li> </ul> </li>   <li>●利用促進 <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者だけではなく幅広い世代に向けて、公共交通の利用を促すPRイベントを企画・実施する。 (実施主体：四日市市、三重交通、企業)</li> </ul> </li>   <li>●利便性向上 <ul style="list-style-type: none"> <li>・必要に応じてダイヤの見直しを検討する。 (実施主体：四日市市、三重交通)</li> </ul> </li>   <li>●施策立案のための情報収集 <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者に対するアンケート調査の実施。そのお返しとして次回乗車時に使える運賃割引券などを配布し、リピーター獲得に繋げる。 (実施主体：四日市市、三重交通)</li> </ul> </li> </ul>
<p>4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者</p>
<p>表1を添付。</p>
<p>5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額</p>
<p>四日市市から運行事業者への負担金額については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分の2分の1を負担することとしている。</p>
<p>6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・評価手法：利用実績（利用者数）による定量評価</li> <li>・測定方法：運行事業者が日単位で利用実績（利用者数）を計測</li> </ul>
<p>7. 別表1の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要 <b>【地域間幹線系統のみ】</b></p>
<p>※該当なし</p>
<p>8. 別表1の補助対象事業の基準二に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 <b>【地域間幹線系統のみ】</b></p>
<p>※該当なし</p>
<p>9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 <b>【地域間幹線系統のみ】</b></p>
<p>※該当なし</p>

10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 <b>【地域内フィーダー系統のみ】</b>
表5を添付。
11. 車両の取得に係る目的・必要性 <b>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
※該当なし
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 <b>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
(1) 事業の目標
※該当なし
(2) 事業の効果
※該当なし
13. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額 <b>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
※該当なし
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） <b>【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
※該当なし
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 <b>【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
※該当なし
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 <b>【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
(1) 事業の目標
※該当なし
(2) 事業の効果
※該当なし
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額 <b>【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
※該当なし
18. 協議会の開催状況と主な議論

【こにゅうどうくんライナーの運行に関する協議会】

- ・ 令和2年7月29日 地域公共交通会議（事業内容及び生活交通確保維持改善計画について承認）
  - ・ 令和3年6月11日 地域公共交通会議（生活交通確保維持改善計画について承認）
  - ・ 令和4年1月13日 地域公共交通会議（生活交通確保維持改善計画の事業評価について承認）
  - ・ 令和4年5月27日 地域公共交通会議（生活交通確保維持改善計画について承認）
  - ・ 令和4年12月2日 地域公共交通会議（運賃見直しについて承認）
  - ・ 令和5年1月17日 地域公共交通会議（生活交通確保維持改善計画の事業評価について承認）
  - ・ 令和5年6月29日 地域公共交通活性化協議会（地域公共交通計画別紙について承認）
  - ・ 令和6年1月19日 地域公共交通活性化協議会（生活交通確保維持改善計画の事業評価について承認）
  - ・ 令和6年6月25日 地域公共交通活性化協議会（地域公共交通計画別紙について承認）
  - ・ 令和6年12月26日 地域公共交通活性化協議会（生活交通確保維持改善計画の事業評価について承認）
  - ・ 令和7年6月20日 地域公共交通活性化協議会（地域公共交通計画別紙について承認）
- 【地域公共交通計画の改定に関する協議会】
- ・ 令和6年8月8日 地域公共交通活性化協議会（地域公共交通計画の改定に向け骨子案の報告及び協議）
  - ・ 令和6年12月26日 地域公共交通活性化協議会（地域公共交通計画（最終案）の報告及び協議を行い、計画について承認）

19. 利用者等の意見の反映状況

運行経路の検討にあたり、小山田地区の自治会長会議において、小山田温泉記念病院への接続など、病院への移動手段の確保を求める声が特に強かったため、そちらに重点を置いた経路とした。

【本計画に関する担当者・連絡先】

（住 所）四日市市諏訪町1番5号

（所 属）都市計画課 公共交通推進室

（氏 名）杉村 圭亮

（電 話）059-354-8095

（e-mail）[koutsuu@city.yokkaichi.mie.jp](mailto:koutsuu@city.yokkaichi.mie.jp)

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。（ただし、上記2.・3.については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります）。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

令和7年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利 便 増 進 特 例 措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
			起点	経由地	終点					運行態様の別	基準ハで 該当する 要件	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
四日市市	三重交通(株)	(1) こにゅうどうくんライナー	医療セ ンター	イオンタウン四日市 泊、采女が丘、笹川テ ニス場、和無田改善セ ンター	小山 田病 院	往 20.6km 復 20.6km	239日	956回		路線定期運 行	①	「イオンタウン四日 市泊」停留所で四 日市平田線と接続	③
		(2)				往 km 復 km	日	回					
		(3)				往 km 復 km	日	回					
		(4)				往 km 復 km	日	回					
		(5)				往 km 復 km	日	回					

(注)

1. 区域運行及び乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
2. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
3. 「利便増進特例措置」については、地域公共交通利便増進計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
4. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
5. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
6. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
7. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	四日市市
-------	------

(単位:人)

	人口
人口集中地区以外	99,476
交通不便地域等	

交通不便地域等の内訳

人口	対象地区	根拠法

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度
四日市市地域公共交通計画	令和5年2月28日 (令和6年12月26日改定)	

(1)記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)の別表7(ハ②(1))に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7(ハ②(2)(実施要領の2.(1)①))に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7(ハ②(1))に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定(乗用)」と記載すること。
6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、利便増進特例又は運送継続特例を適用する場合に記載すること。

(2)添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。(ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可)